

## 主 文

被告人を拘禁刑 10 月に処する。

この裁判確定の日から 3 年間その刑の執行を猶予する。

## 理 由

### (罪となるべき事実)

- 第 1 被告人は、正当な理由がないのに、令和 7 年 10 月 22 日午後 9 時 30 分頃から同日午後 10 時頃までの間に、アメリカ合衆国軍隊が使用する施設であって、入ることを禁じた場所である神奈川県横須賀市本町 2 丁目無番地在日米海軍横須賀基地内に、同軍関係者を装って同基地 A ゲートから入った。
- 第 2 被告人は、正当な理由がないのに、同年 11 月 6 日午前 7 時 50 分頃、前記在日米海軍横須賀基地内に、同軍関係者を装って同基地 B ゲートから入った。
- 第 3 被告人は、同日午前 10 時 40 分頃、東京都港区赤坂 4 丁目 18 番 19 号警視庁赤坂警察署において、同署司法巡查 C から身分証明書の呈示を求められた際、同人に対し、氏名欄に「D」、生年月日欄に「▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲」、`DoD ID Number` 欄に「(省略)」、`Agency / Department` 欄に「Army」などと印字され、被告人の顔写真が印刷されたアメリカ合衆国国防総省作成名義の偽造された身分証明書 1 通を真正に成立したもののよう装って提出して行使した。

### (証拠の標目・略)

### (法令の適用・略)

### (量刑の理由)

本件は、判示のとおり、被告人が、2 回にわたって、正当な理由がないのに、在日米海軍横須賀基地内に同軍関係者を装って入ったという事案（判示

第1及び第2)と、赤坂警察署の警察官に身分証明書の呈示を求められた際、同人に対し、被告人の顔写真が印刷されたアメリカ合衆国国防総省作成名義の偽造された身分証明書1通を真正に成立したもののよう装って提出して行使したという事案(判示第3)であり、これらの犯罪の内容からして、被告人の刑事責任は軽くない。他方、被告人は事実を認めて反省の態度を示していること、被告人の妻が被告人の指導・監督を約束していること、被告人には前科・前歴がないことなど、被告人にとって酌むべき事情もある。

そこで、以上を総合考慮して主文のとおり刑を定め、その刑に執行猶予を付すこととした。

(求刑 拘禁刑10月)

令和8年6月18日

横浜地方裁判所第3刑事部

裁判官 高橋 康 明